

# SCみえネットワーク (SCみえ)



●●●クラブとクラブの架け橋に●●●

【事務局】公益財団法人三重県スポーツ協会内  
〒510-0261 鈴鹿市御園町 1669 番地  
三重県営鈴鹿スポーツガーデン内  
電話：059-372-3880 FAX：059-372-3881  
e-mail：mieken@japan-sports.or.jp

# SCみえネットワーク（SCみえ）について

## <目的>

総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）は、「誰もが・いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を早期に実現するため、地域住民の身近なスポーツ活動の場として期待されている。

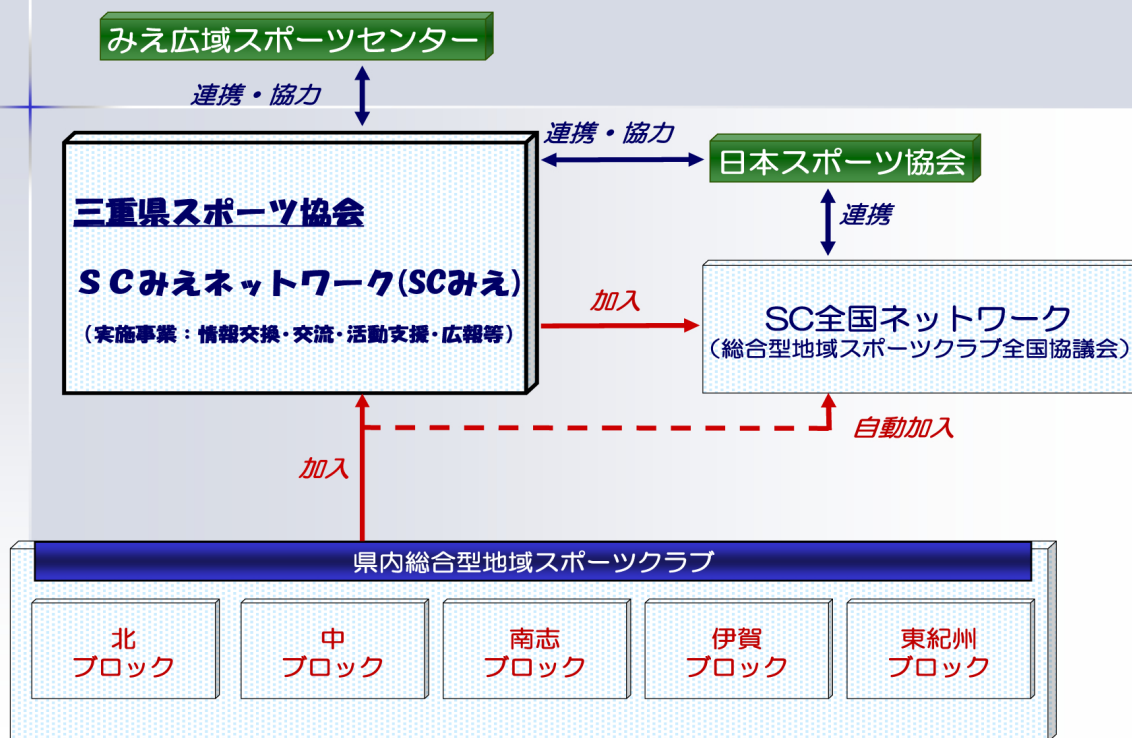
県内の総合型クラブの育成状況は、平成26年4月1日現在、創設準備中のクラブを含み28市町64クラブを数えるに至っている。

SCみえネットワーク（SCみえ）では、県内に育成された総合型クラブの定着・発展を促進するため、クラブ間の連携等の仕組みを構築（組織化）し、総合型クラブの円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図ることとする。

## <事業内容>

1. 会長、副会長、県内5ブロック（北・中・南志・伊賀・東紀州）代表委員、学識経験者で構成する「委員会」を設置し、協議会のあり方、総合型クラブの円滑な運営に資する情報交換や交流を活性化するため、下記事業等の方策について検討及び実施を行う。
  - ・総合型クラブの情報交換・交流活動
  - ・総合型クラブへの活動支援
  - ・総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
  - ・総合型クラブ育成に関する調査研究
  - ・総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）との連携
  - ・みえ広域スポーツセンターとの連携
  - ・その他目的達成に必要な事業
2. ブロック会議は、各ブロック代表委員と加入クラブ代表者で構成し、SCみえ関連諸事業について企画立案並びに協議にあたる。

## SCみえネットワーク（SCみえ）



# SCみえネットワーク規約

(名 称)

第1条 本会は、SCみえネットワーク(以下「SCみえ」という。)と称す。

(目 的)

第2条 SCみえは、三重県内で活動する総合型クラブ(創設準備中含む)の円滑な運営及び活動の定着と発展を促進するため、情報交換や交流の活性化を図り、もって生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 SCみえは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換・交流活動
- (2) 総合型クラブへの活動支援
- (3) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (4) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (5) 総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)との連携
- (6) みえ広域スポーツセンターとの連携
- (7) その他目的達成に必要な事業

(加入クラブ)

第4条 SCみえは、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出したクラブをもって加入クラブする。

(組 織)

第5条 SCみえは、県内の加入クラブをもって組織する。

(役員等)

第6条 SCみえに、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) ブロック代表委員
- (4) 学識経験委員

(役員等の選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は役員会の互選によって定めることとする。
- (2) 委員は、各ブロック加入クラブ代表者の互選によって定める。
- (3) 委員が、会長、副会長に就任したときは、委員の資格を失い、後任は資格を失った者の所属するブロックから選任する。
- (4) 学識経験委員は、公益財団法人三重県スポーツ協会が選任する。
- (5) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、役員は任期を満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(会 議)

第8条 会議は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、第6条の役員をもって構成し、SCみえに関する事項を審議する。
- (2) 委員会は、会長が招集してその議長となる。
- (3) ブロック会議は、各ブロック代表委員と加入クラブ代表者で構成し、SCみえ関連諸事業について企画立案並びに協議にあたる。
- (4) ブロック会議は、各ブロック代表委員が招集してその議長となる。

(事務局)

第9条 SCみえの事務局は、公益財団法人三重県スポーツ協会内に置く。

(規約の改正)

第10条 この規約の改正は、委員会の議決により行う。

(補 足)

第11条 この規約に定めるもののほか、SCみえの運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は平成23年1月30日から施行する。

この規約は平成25年3月7日から施行する。

この規約は令和2年4月1日から施行する。

## 【SCみえネットワークへの加入方法】

SCみえネットワークへの加入は、随時受付けています。加入を希望されるクラブは、下記の方法で手続きください。

方法1: 三重県体育協会ホームページ(<http://www.mie-sports.or.jp/>)の総合型地域スポーツクラブのページから入会申込書の様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、申し込む。

方法2: 必要事項(クラブ名・クラブ設立日・クラブ連絡先・代表者氏名)を記入のうえ、申し込む。[様式は不問]

※申し込みは、原則郵送にて受付しています。

令和 年 月 日

## SCみえネットワーク(SCみえ) 入会申込書

次のとおり、SCみえネットワーク(SCみえ)に加入しますので、お届けいたします。

|        |    |       |
|--------|----|-------|
| クラブ名   |    |       |
| 設立日    |    | 年 月 日 |
| 連絡先    | 住所 | 〒     |
|        |    |       |
|        |    |       |
|        | 電話 |       |
| FAX    |    |       |
| e-mail |    |       |

※連絡先につきましては、会報等の送付や直接ご連絡をさせていただくこともありますので、クラブ事務局の連絡先をご記載ください。

クラブ名

代表者役職・名

印

### <個人情報の取り扱いについて>

取得した個人情報は、SCみえネットワーク(SCみえ)を運営する際に利用するとともに、ご本人にご連絡させていただく場合に利用いたします。これ以外の目的に個人情報を利用する際は、その旨明示し了解を得るものとします。

### 【本件に関する問い合わせ及び提出先】

SCみえネットワーク(SCみえ)事務局

公益財団法人三重県スポーツ協会内

〒510-0261 鈴鹿市御園町1669番地

三重県営鈴鹿スポーツガーデン内

電話:059-372-3880 FAX:059-372-3881

e-mail:mieken@japan-sports.or.jp